

国土交通省等が保有するデータについて

サービスの提供にあたりニーズが高いと考えられるデータの現状

- 歩行者移動支援サービスの提供にあたりニーズが高いと考えられる「施設に関するデータ」「移動に関するデータ」「その他のデータ」のデータ所有者に対し、データの保有状況及び公開に対する考え方を調査。
- 公的・公益的団体については、既存調査の結果の活用及び各施設管理者が保有する既存のデータの活用の観点から調査。
- 民間団体については、民間企業のオープンデータへの意向及び公開に向けたルールの観点から調査。

(1) 施設に関するデータ

- ・ 施設の情報(名称、所在地、連絡先): 役所、税務署、警察署・交番、図書館、公民館、集会所、老人・障害者施設、商業施設、運動施設、交通施設 等
- ・ 設備に関する情報: 受付・案内、多機能トイレ、エレベータ、休憩場所、AED、券売機・乗車案内板 等
- ・ 提供サービスに関する情報: 施設利用情報(利用時間、利用料金等)、診療科目、メニュー、設備情報 等

(2) 移動に関するデータ

- ・ 公共交通に関する情報: 路線情報、時刻表、運賃情報、車両情報、運行情報
- ・ 道路・通路に関する情報: 道路・通路の構造や施設等に関する情報(勾配、段差、エレベータ等) 等

(3) その他のデータ

- ・ 災害情報: 災害の種類、ハザードマップ、津波・高潮(到達予想時間・高さ等)、土砂(警戒区域等) 等

(1)施設に関するデータ

- ①行政が管理する施設のデータ
- ②公益的団体が管理する施設のデータ
- ③民間団体が管理するデータ

(1)施設に関するデータ

＜ニーズが高いと考えられる56種類の施設の主な管理者＞

主な管理者	施設の 種類数	主な施設
①行政 (国・都道府県・市町村)	32 (国・都道府県:5 市町村:27)	役所、税務署、警察署・交番、図書館、 公民館、集会所、老人・障害者福祉施設、 児童福祉施設、学校、文化・歴史施設、 観光案内所、体育館、公園、避難所等
②公益的団体 (公共交通事業者等)	12	鉄道駅、バス停、空港等
③民間団体	12	ホテル、百貨店、コンビニ、飲食店等

(1) 施設に関するデータ(①行政が管理する施設のデータ)

①-1. 国が管理する施設のデータ

【バリアフリー対応状況データの調査】

○調査概要

国土交通省において、全国約1,300箇所の国が管理する官庁施設(窓口官署等が使用する庁舎を対象)のバリアフリー情報を約5年毎に調査。



国が管理する全国1,300箇所の官庁施設のバリアフリーの対応状況をエクセル形式で所有。

<バリアフリー対応状況データの調査項目>

基本情報		担当部局名・施設名・建物情報・所在地
バ リ ア フ リ ー 情 報	出入口	外部/内部(幅80cm以上・自動ドア化)
	廊下等	幅120cm以上、展開スペースの有無
	階段	手すり(片側)の有無、上端注意喚起の有無、回り階段か
	傾斜路	幅120cm以上か、勾配1/12以下か、踊場150cm以上か、手すり(片側)の有無、上端注意喚起の有無
	昇降機	大きさ、制御装置、音声案内等の有無
	便所	車イス対応、オストメイト、床置き式小便器が1つ以上あるか
	敷地内通路	通路: 幅120cm以上、展開スペースの有無
		階段部分: 手すり(片側)の有無、上端注意喚起の有無 傾斜部分: 幅120cm以上か、勾配1/12以下か、踊場150cm以上か、手すり(片側)の有無、上端注意喚起の有無
	駐車場	1つ以上、幅350cm以上
	標識	昇降機、便所、駐車施設
施設までの案内経路	誘導(敷地境界~建物出入口/建物出入口~受付等)、警告(車路に接する部分)	

注) 今後調査予定の項目を含む。

(1)施設に関するデータ(①行政が管理する施設のデータ)

<バリアフリー対応状況データの調査の調査項目について>

- 歩行者移動支援サービスの提供にあたりニーズが高いと考えられるデータ項目は、官庁施設では38項目。(名称や連絡先、行事案内などの基本的な情報を除く。)
- そのうち、建築物移動等円滑化基準の項目が22項目、建築物移動等円滑化誘導基準の項目が1項目。
- 国土交通省が実施する調査で網羅する項目は、22項目※1。
(建築物移動等円滑化誘導基準を含む96%を網羅、建築物移動等円滑化基準の100%を網羅。)

<歩行者移動支援サービスの提供にあたりニーズが高いと考えられるデータ(38項目)※2>

ニーズ調査、既往サービスによる追加項目 (15項目)

建築物移動等円滑化誘導基準で
定められている項目(1項目)

建築物移動等円滑化基準で
定められている項目(22項目)

(例)受付の位置・対応可能内容、トイレの利用可能時間、赤ちゃん休憩室の状況

休憩場所の有無

(例)出入口の幅・段差、通路の幅、スロープの有無、エレベータの障害者対応、視覚障害者誘導用ブロックの敷設状況

 バリアフリー対応状況データの調査の範囲(22項目)

※1:設備案内板については、受付の設置を基本としているため調査対象外としている。

※2:38項目には、移動等円滑化基準の対象外である赤ちゃん休憩室に関する3項目、施設の利用時間に関する3項目を含む。

(1)施設に関するデータ(①行政が管理する施設のデータ)

①-2. 市町村が管理する施設のデータ

<市町村が管理する施設に関するデータについての調査>

歩行者移動支援サービスの提供にあたりニーズが高いと想定される市町村が管理する施設のデータの保有状況や公開の考え方について、地方都市3市に対しサンプル調査を実施。

○調査対象:

A市(東北地方 人口約13万人)、B市(四国地方 人口約3万人)、C市(九州地方 人口約12万人)

○調査内容:

- ・データの保有状況を市町村が管理する施設を対象に「基本情報」と「バリアフリー情報」に関するデータ保有の有無、形式を調査。

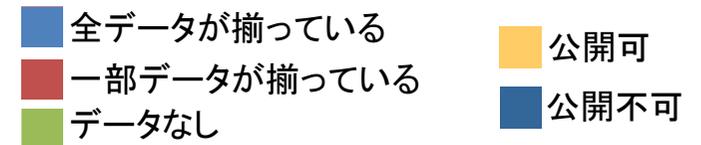
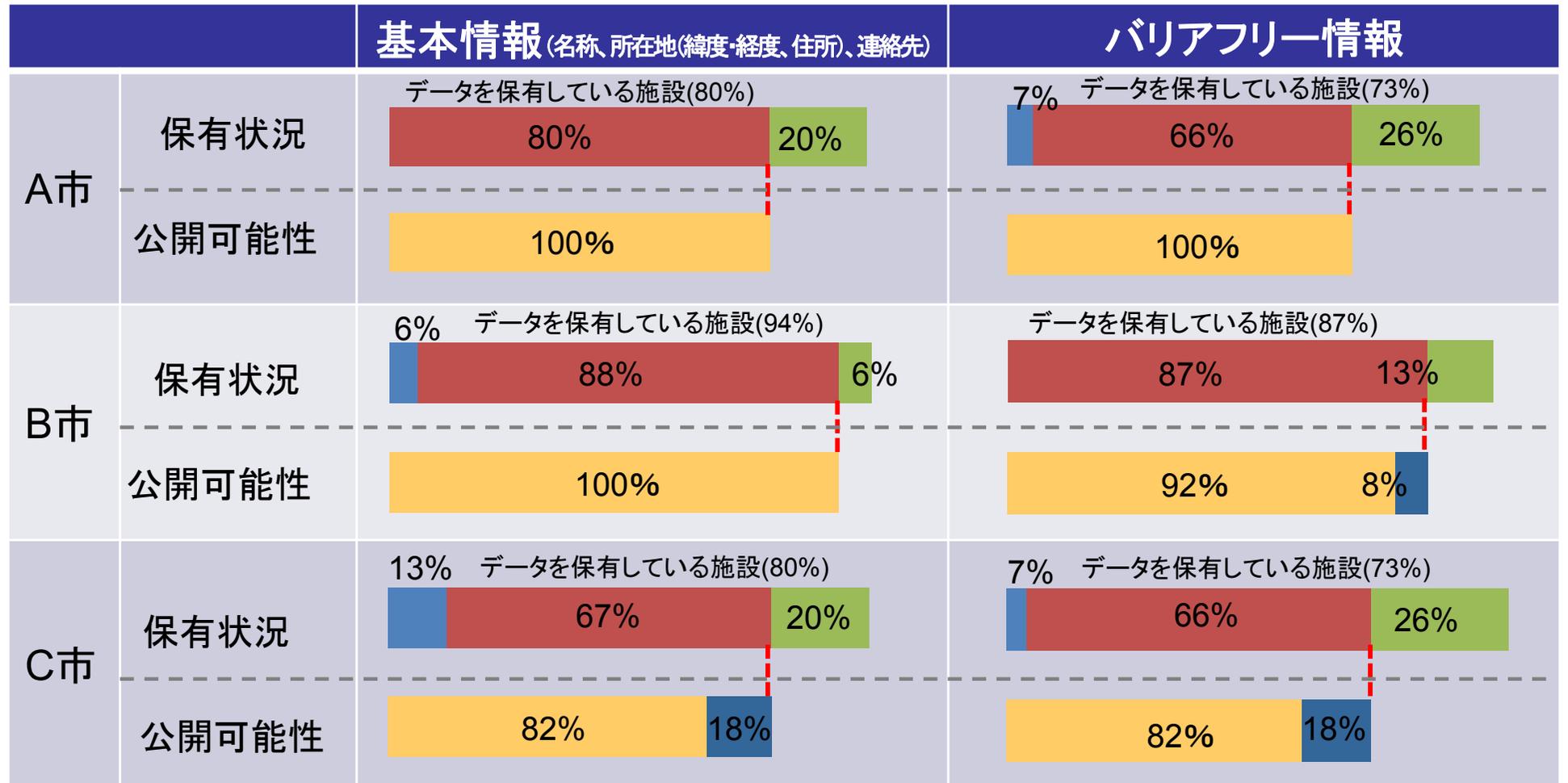
基本情報: 名称、所在地(緯度・経度、住所)、連絡先

バリアフリー情報: 受付・案内所の位置・対応内容、設備案内板の位置・内容、出入口のバリアフリー対応状況、通路のバリアフリー対応状況、一般トイレの有無・設備、多機能トイレの有無・設備、休憩施設の有無・設備、赤ちゃん休憩室の有無・設備、エレベータの有無、駐車場の障害者対応スペースの有無、AEDの有無、施設利用情報

- ・データの公開可否やその理由についても確認。

(1) 施設に関するデータ(①行政が管理する施設のデータ)

○調査結果



- ・3市とも、ニーズが高いと考えられる市町村管理の施設のバリアフリー情報の多くを既に何らかの形式で保有。
- ・3市ともに保有するデータの多くは公開することが可能。

(1) 施設に関するデータ(②公益的団体が管理する施設のデータ)

②公益的団体が管理する施設(駅、ターミナル等)のデータ

【移動等円滑化実績報告書】

○報告概要:国土交通省が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第23条に基づく報告(毎年実施)により全旅客施設のバリアフリー情報を所有。



全国10,575施設の公共交通事業者が管理する施設のバリアフリー対応状況をエクセル形式で管理。
(報告対象施設:鉄軌道駅:9,483箇所、バスターミナル:157箇所、旅客船ターミナル:825箇所、
空港:110箇所)(H26.3末時点)

<移動等円滑化実績報告書の主な報告項目(鉄道駅の例)>

基本情報	鉄道駅の名称
	路線名
	所在都道府県市町村
	一日当たりの利用者数
	有人駅、無人駅の別
バリアフリー情報	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無
	段差への対応
	プラットフォームの数
	段差が解消されているプラットフォームの数
	エレベータの設置基数
	エスカレータの設置基数
	その他の昇降機の設置基数
	傾斜路の設置箇所数
	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無
	案内設備の設置の有無
	障害者対応型便所の設置の有無
	障害者対応型改札口の設置の有無
	障害者対応型券売機の設置の有無
	車いす使用者の円滑な乗降が可能なプラットフォームの数
	転落防止のための設備の設置の有無

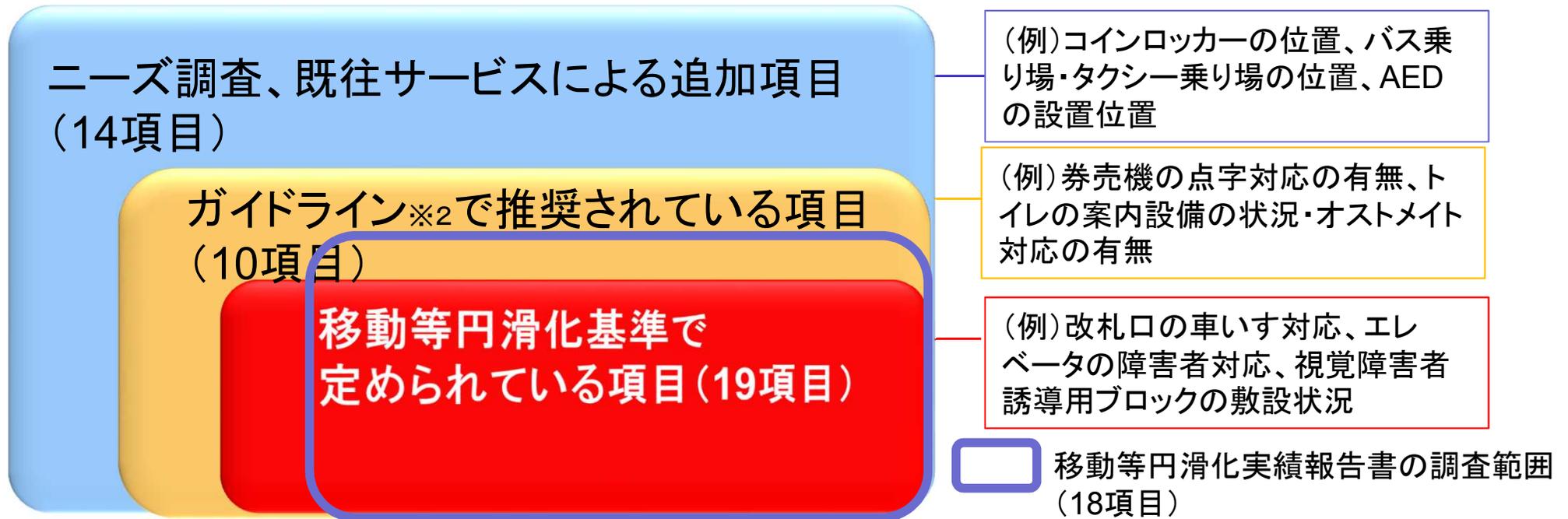
バリアフリー情報	視覚障害者誘導用ブロック設置の有無の補足	障害者誘導用ブロックの設置の状態
		音声案内の有無
	身体障害者対応型券売機の設置の有無の補足	車いす対応型券売機の設置の有無
		点字券売機の設置の有無
案内設備		運行情報提供設備の設置の有無(第10条に適合するもの)
		点字による案内板等の設置の有無(第12条第2項に適合するもの)
	便所が設置されている駅	

(1)施設に関するデータ(②公益的団体が管理する施設のデータ)

<移動等円滑化実績報告書の報告項目について>

- 歩行者移動支援サービスの提供にあたりニーズが高いと考えられるデータ項目は、鉄道駅では43項目。(名称や連絡先、行事案内などの基本的な情報を除く。)
- そのうち、移動等円滑化基準で定められているバリアフリーに関する基準が19項目、ガイドラインで推奨されている項目が10項目。
- 国土交通省への報告で網羅する項目は、18項目。
(移動等円滑化基準の83%網羅、ガイドラインで推奨される項目を含めた79%網羅。)

<歩行者移動支援サービスの提供にあたりニーズが高いと考えられるデータ(43項目※1)>



※1:43項目には、移動等円滑化基準の対象外である赤ちゃん休憩室に関する3項目施設の利用時間に関する3項目を含む。

※2:公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン

(1) 施設に関するデータ(③民間団体が管理するデータ)

③-1. 認定特定建築物について

○調査概要

国土交通省が認定特定建築物※の認定状況を毎年調査。

○調査項目

認定された認定特定建築物の名称、用途等

※認定特定建築物:「建築物移動等円滑化誘導基準」(誘導基準)を満たす建築物のうち、申請に基づき所管行政庁(都道府県知事等)の認定を受けた特定建築物(不特定多数が利用、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物)



全国で4,770件(平成23年度末時点)の認定特定建築物の名称、用途等をエクセルファイルで管理。

「建築物移動等円滑化基準」「建築物移動等円滑化誘導基準」の例

出入口			廊下等			傾斜路		
○主な基準			○主な基準			○主な基準		
	義務基準	誘導基準		義務基準	誘導基準		義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※2	廊下の幅	120cm以上※1	180cm以上※2	手すり	片側設置※1	両側設置※1
						傾斜路の幅	120cm以上※2	150cm以上※2
<small>※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準 ※2 直接地上に通じる出入口は120cm以上</small>			<small>※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準 ※2 廊下の状況により緩和・適用除外あり</small>			<small>※1 低位部分は適用除外 ※2 傾斜路の状況により緩和・適用除外あり</small>		

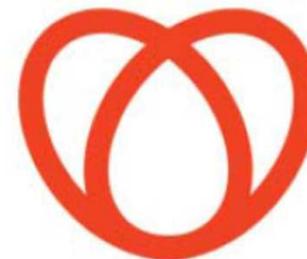
その他以下の施設に係る基準がある。

- ・エレベータ及びその乗降ロビー
- ・便所
- ・階段
- ・ホテル又は旅館の客室
- ・敷地内の通路
- ・駐車場
- ・標識
- ・案内設備
- ・浴室等 等

認定を受けた特定建築物の件数(用途別)

建築物の用途	認定件数	シェア
卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	2254	47.3%
病院、診療所	431	9.0%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	315	6.6%
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	196	4.1%
集会場、公会堂	178	3.7%
事務所	176	3.7%
その他(複合用途建築物含む)	1220	25.6%
合計	4770	100.0%

認定特定建築物に表示可能なシンボルマーク



※平成6~23年度
累計実績

(1) 施設に関するデータ(③民間団体が管理するデータ)

③-3. 民間データの利用規約について

歩行者移動支援サービスでのデータ利用に限定し、「財産的価値逸失」「機会損失」「企業イメージの毀損・失墜」に配慮した利用規約(案)により、民間の施設管理者にデータの公開の可能性を確認。

	利用規約(案)
○利用者の制限	○第三者に対し、データの全部又は一部を譲渡・貸与することを禁止します。
○利用目的の制限	○データを歩行者移動支援サービス以外の目的で利用することを禁止します。 ○データの営利目的での利用を禁止します。 ○第三者又はデータ提供者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそのおそれのある行為を禁止します。 ○第三者又はデータ提供者の著作権、プライバシー、財産権その他の権利又は利益を侵害し、又は侵害するおそれのある行為を禁止します。 ○第三者又はデータ提供者に迷惑をかけ、又は不利益若しくは損害を与える行為、又はそれらのおそれのある行為を禁止します。
○利用方法の制限	○データを歩行者移動支援サービス以外の目的のために、複製・抽出、転記、加工・改変することを禁止します。
○公開したデータを利用した場合の責任所在	○データは、データ利用者の使用目的または要求を満たすものではありません。 また、データ提供者はデータの内容・正確性について保証しません。 ○データを利用することで生じた直接又は間接の損失及び損害について、データ提供者は何ら保証しません。

(1) 施設に関するデータ(③民間団体が管理するデータ)

<民間団体が管理する施設のデータの公開の可能性>

	公開可能性	その他意見
A社(動物園)	◎	・現在保有するデータは公開可能。
B社(飲食店)	◎	・情報をデータ化できれば公開可能。
C社(鉄道事業者)	○	・障害者サービスを前提とした情報の提供はCSRの一環として取り組むことが可能。
D社(百貨店)	○	・国や地方公共団体からの要請があれば情報提供可能。 ・情報をデータ化できれば情報提供可能。
E社(バス事業者)	○	・国や地方公共団体からの要請があれば情報提供可能。
F社(鉄道事業者)	○	・国や地方公共団体からの要請があれば情報提供可能。
G社(コンビニ)	○	・障害者サービスを前提とした情報の提供はCSRの一環として取り組むことが可能。
H社(小売業)	○	・企業イメージを損なわない利用方法ならば情報提供可能。
I社(NPO法人)	×	・無償での公開は不可能。

◎:CC-BYで公開可能 ○:民間ルールを付加して情報提供可能 ×:公開することは困難

<オープンデータを行うためのその他の意見>

○障害者を支援している企業であることがわかるロゴの提供があると、企業イメージ向上につながる可能性があり、データ公開のきっかけとなる。

【参考】認証制度について

社会貢献活動などに積極的に取り組んでいる団体を国等が認定し、認証マークの使用の許可等を行う制度。

【認証制度の例】

認証マーク	制度の概要
	<p>○認定特定建築物(担当:国土交通省住宅局建築指導課)</p> <ul style="list-style-type: none">概要:「建築物移動等円滑化誘導基準」(誘導基準)を満たす建築物のうち、申請に基づき所管行政庁(都道府県知事等)の認定を受けたものを特定建築物(不特定多数が利用、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物)とする制度。認定特定建築物数:4,770件(平成23年度末時点)
	<p>○貸切バス事業者安全性評価認定制度(担当:国土交通省自動車局旅客課、公益社団法人日本バス協会)</p> <ul style="list-style-type: none">概要:貸切バス事業者からの申請に基づき、安全性や安全の確保に向けた取組状況について評価認定する制度。登録社数:623社(平成27年1月23日現在)
	<p>○くるみんマーク(担当:厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課、各都道府県労働局雇用均等室)</p> <ul style="list-style-type: none">概要:次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請により、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けられる制度。登録社数:1,800社(平成27年2月12日現在)
	<p>○災害時帰宅支援ステーション(担当:38都道府県・9政令指定都市(平成25年6月時点)の災害時帰宅支援ステーション担当部署)</p> <ul style="list-style-type: none">概要:災害時、①水道水の提供 ②トイレの使用 ③地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供など、可能な範囲で協力してもらえる企業と協定を締結する制度。登録社数:コンビニエンスストア11社、外食・小売関係7社(平成25年6月時点)

(2)移動に関するデータ

- ①公共交通に関する情報
- ②道路通路に関する情報

(2)移動に関するデータ(①公共交通に関する情報)

①公共交通に関する情報

【公共交通オープンデータ研究会】

首都圏14社の鉄道事業者や航空会社のほか、ICT企業などの26社が参画し、公共交通機関の運行情報、駅・停留所・空港等の施設情報等のデータのオープンデータ化を進めるための技術と制度の両面から検討中。

<東京メトロオープンデータ活用コンテストで公開された主なデータ>

(アプリ募集期間:2014年9月12日~2014年11月17日)

○東京メトロ全線の列車位置、遅延時間等に係るデータ(データは1分ごとに配信)

- ▶ 方向(どこ方面行きか)、列車番号、列車種別(各停、特急、急行、快速、臨時)、始発駅・行先駅、所属会社、在線位置(ホーム、駅間の2区分)、遅延時間(5分以上の遅延を「遅延」として表示)

○上記データに加え列車・施設に関する多様なデータを提供

- ▶ 列車情報(列車時刻表、運賃表、駅間所要時間、各駅の乗降人員数、女性専用車両)
- ▶ 施設情報(バリアフリー情報、駅出入口情報、車両ごとの最寄り施設・出入口案内)

東京メトロオープンデータ活用コンテストには、2ヶ月で281件のアプリケーションの応募があった。



ココメトロ
(グランプリ)

現在地から目的地への発車時刻、到着予定時刻、乗り換え路線の発車予定時刻といった情報を一目で分かりやすく提供するアプリ



ママのお出かけサポート
(10thメトロ賞)

エレベータやエスカレータに近い車両、出口や改札口の情報、乳幼児用設備付きトイレの情報、駅近くでお子さんと一緒に食事や休憩ができる飲食店の情報を提供するアプリ



東京メトロエレベータ案内
(10thメトロ賞)

現在地から東京メトロの最寄りエレベーターへ案内するアプリ

(2)移動に関するデータ(①公共交通に関する情報)

①公共交通に関する情報

<「オープンデータアプリコンテスト」で公開された公共交通に関する主なデータ>

(アプリ募集期間:2014年2月3日~2014年2月17日)

○列車時刻表(JR東日本、首都圏新都市鉄道)

▶ 列車ごとの発着時刻表情報

○在線情報(JR東日本)

▶ 山手線の各列車の現在推定位置を示すリアルタイム情報

○駅時刻表(JR東日本、首都圏新都市鉄道、東京臨海高速鉄道、東武鉄道、京成電鉄、京王電鉄、ゆりかもめ、東京地下鉄)

▶ 駅ごとの発車時刻表情報

○運行情報(JR東日本、首都圏新都市鉄道、東京臨海高速鉄道、東武鉄道、京成電鉄、京王電鉄、ゆりかもめ、東京地下鉄、東急電鉄)

▶ 運転見合わせ・運転再開見込み・運転再開・遅延・折返し運転・直通運転再開・運休・一部運休・経路変更などの情報

○駅構内地物情報(JR東日本)

▶ JR東京駅・JR新宿駅の駅構内地物(改札・店舗等)の位置情報と名称の情報

○国土数値情報(国土交通省)

▶ 全国の鉄道・バス停留所・バスルートに関する形状・名称等の情報

「オープンデータアプリコンテスト」の公共交通実証部門には、2週間で12件のアプリケーションの応募があった。



3D山手線時計
(公共交通実証賞)

3Dを使って表現した列車から、列車、線路、駅、駅の看板などを任意の視点から眺めながらリアルタイムな運行状況を見ることができる。また、任意の時間の時刻表上の山手線の運行状況を確認したり、多彩な機能を持つアプリ。



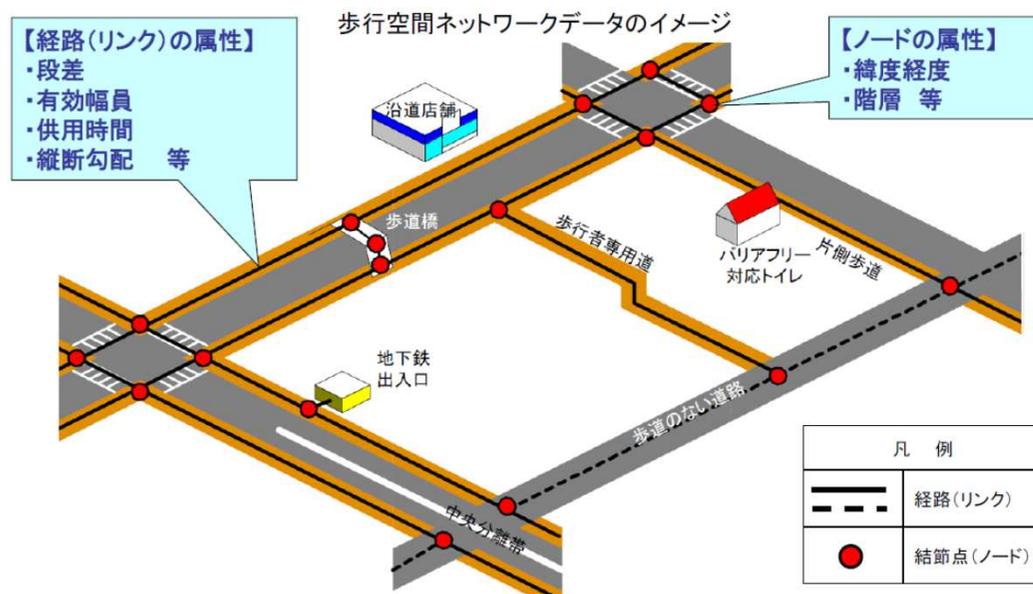
BeaconCast
(技術賞)

利用者が駅を訪れた際に、Bluetooth Low Energy(BLE)の位置情報と連携し、駅・改札に設置されたサーバーが配信する次発情報を受信し、バイブレーション・音と共にユーザー端末に表示するアプリ。

(2)移動に関するデータ(②道路・通路に関する情報)

②-1. 歩行空間ネットワークデータ

段差や幅員、スロープなどのバリア情報を含んだ歩行経路の空間配置及び歩行経路の状況を表すデータで、歩行経路を示す「リンク」及びリンクの結節点を表す「ノード」で構成されるデータ。



歩行空間ネットワークデータに必要な主な情報

供用時間、方向性、通行制限、有効幅員、縦断勾配、横断勾配、路面状況、段差、階段段数、手すり、屋根の有無、蓋のない溝・水路の有無、バス停、視覚障害者誘導用ブロック、補助施設(車椅子用のエスカレータなど)、エレベータ、信号、エスコートゾーン

◆リンクは、歩行経路と重なるように配置

◆ノードは、経路の交差・分岐、公共施設の出入り口及び傾斜や幅員などの属性が変わる地点に配置

○歩行空間ネットワークデータの整備状況

三大都市圏や現地事業を実施した14地区の歩行空間ネットワークデータを整備・公表。

○歩行空間ネットワークデータの整備などに必要となる標準的な費用

歩行空間ネットワークデータの整備:10~20万円/km、データの維持管理:0~5万円/km(年間)

○(参考)現地事業を実施した地区の整備延長

[最大]奈良県明日香村地区:53.0km、[最少]京都府宇治地区:4.0km、[平均]16.4km

(2)移動に関するデータ(②道路・通路に関する情報)

＜歩行空間ネットワークデータの効率的な整備に向けて(データ項目)＞

【整備済地区(14事業)データの整備状況】

リンクの主な属性項目	整備地区数
経路の種類 (エレベータ、エスカレータ、階段、スロープ等)	14
供用時間	2
方向性	11
通行制限	11
有効幅員	14
縦断勾配	14
横断勾配	9
路面状況	14
段差	14
階段段数	8
手すり	12
屋根の有無	10
蓋の無い溝・水路の有無	11
バス停	7
視覚障害者誘導用ブロック	9
補助施設	6
エレベータ	9
信号	10
エスコードゾーン	3

歩行空間ネットワークデータ整備仕様案
(国土交通省 H22. 9)のリンクの主な属性
19項目



歩行者移動支援サービスでニーズの高い
リンクの主な属性項目(5項目)

- ・経路の種類
(エレベータ、エスカレータ、階段、スロープ等)
- ・有効幅員
- ・縦断勾配
- ・路面状況
- ・段差

(2)移動に関するデータ(②道路・通路に関する情報)

<歩行空間ネットワークデータの効率的な整備に向けて(対象道路)>

【バリアフリー法※1に基づく生活関連経路】

○バリアフリー基本構想

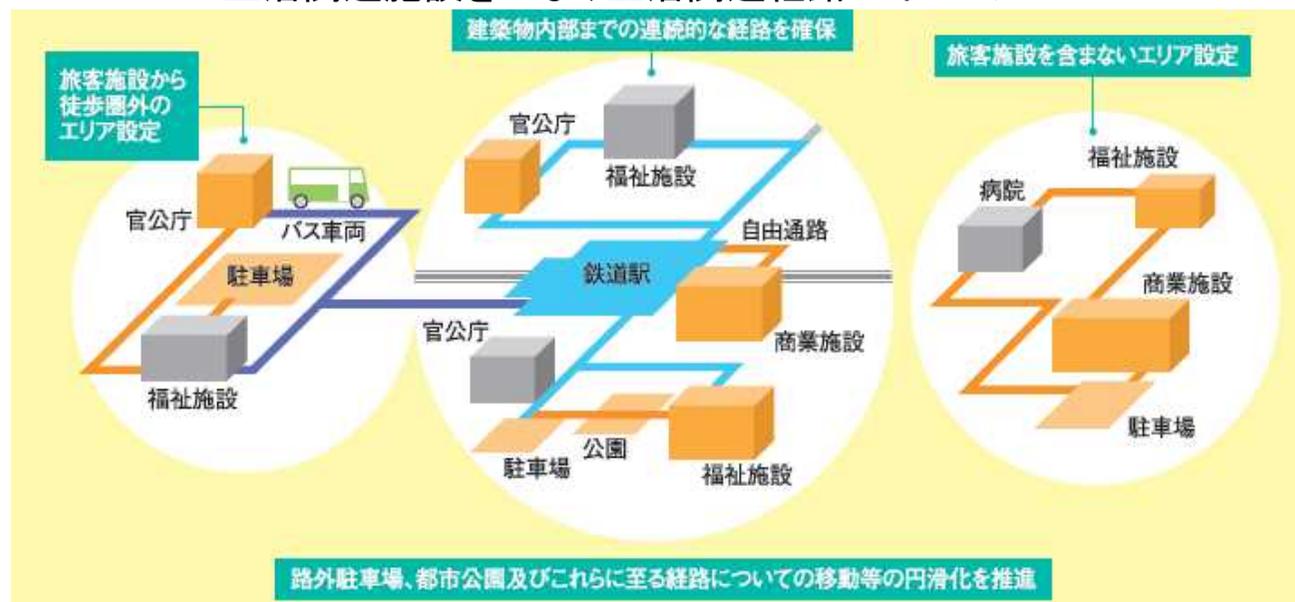
バリアフリー法において市町村は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区(「重点整備地区」)において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、バリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができる。

(基本構想作成した市町村:282市町村(444基本構想)(平成26年9月30日時点))

○生活関連経路

生活関連経路は、基本構想において設定される、生活関連施設※2相互の経路であり、施設間の移動のしやすさを高めるようバリアフリー化を促進する経路。

生活関連施設をつなぐ生活関連経路のイメージ



出典:バリアフリー新法の解説
(国土交通省、警察庁、総務省)

※1:バリアフリー法:高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

※2:生活関連施設:高齢者、障害者等が利用する旅客施設、観光庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等。

(2)移動に関するデータ(②道路・通路に関する情報)

<歩行空間ネットワークデータの効率的な整備に向けて(整備手法)>

【道路台帳の活用】

歩道幅員、縦断勾配などを調書、図面、付属調書としてPDF等データで管理。

【地方公共団体での独自の取組】

団体名	調査項目	調査手段
A区	○道路・通路に存在するバリアとなる位置・状況を調査。 (調査項目) 傾斜(角度を調査)、段差(cm)、坂(勾配の状況)	・区の依頼に基づきNPOがまち中を歩いて調査し、バリアフリー地図を作成。 ・作成された地図を区が購入。
B市	○車いすやベビーカーの通行のしやすさを調査。 (調査項目) ・通行し易い歩道(幅約2.0m以上で路面の荒れやアップダウンが少ない歩道)、 ・注意が必要な歩道(幅約2.0m以上だが路面の荒れやアップダウンがややある／幅約1.2m～2.0mだが路面の荒れやアップダウンが少ない) ・通行困難な歩道(幅約1.2m以下または路面の荒れやアップダウンがひどい) ・車があまり通らず通行しやすい車道 ○視覚障害者の通行のしやすさを調査 (調査項目) ・点字ブロックのある歩道 ・点字ブロックのつながっているバス停 ・エスコートゾーン(点字ブロックがある横断歩道)	・市の委託に基づきNPOが車いすの調査員と現地を歩き、バリアフリー状況等を体験しながら確認の上、バリアフリーマップを作成。
C市	○車いす使用者、視覚障害者が利用可能な施設を選定の上、施設までアクセス可能なルートを調査。 (調査項目) ・施設への車いす使用者向けのアクセス可能なルート ・施設への視覚障害者向けのアクセス可能なルート	・市の委託に基づき民間企業が、障害者が利用可能な施設までバリアのないアクセス可能なルートを選定し、地図上に表示。

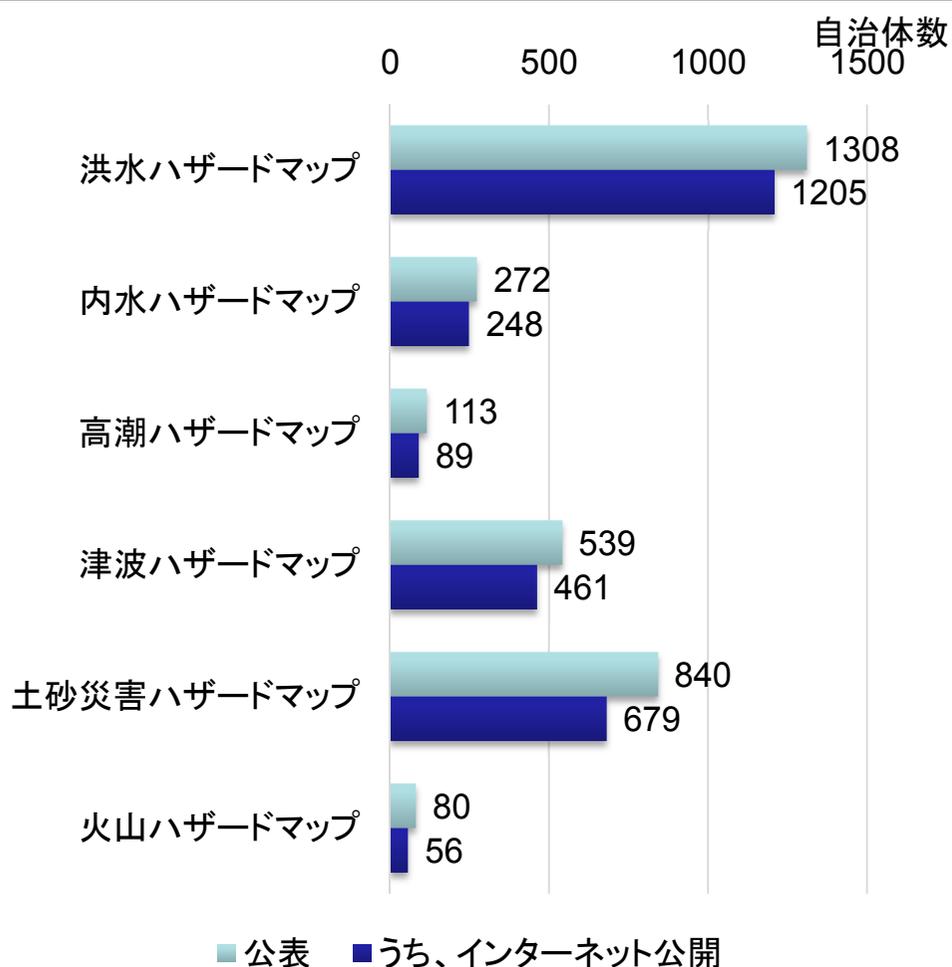
(3) その他のデータ

- ①ハザードマップ
- ②国土数値情報
- ③バリアフリー法

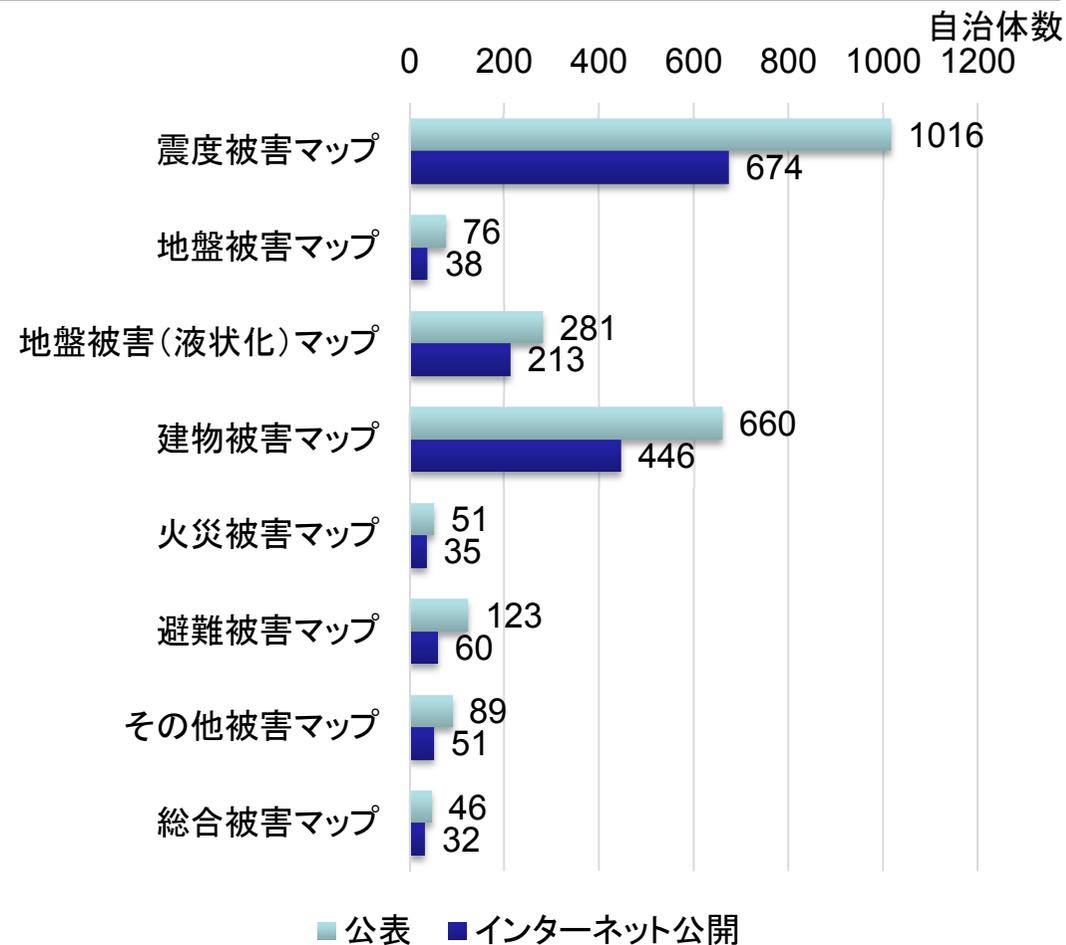
(3) その他のデータ(①ハザードマップ)

<全国の市町村におけるハザードマップの策定及び公表状況>

- 全国の市町村では災害情報に関する各種ハザードマップ等が策定されており、その多くはインターネットで公開中。
- 国土交通省ではこれらの防災情報に関するポータルサイトを作成し、各市町村の掲載サイトへのリンク先や担当課・連絡先等を公表中。



※平成27年1月30日時点



※地震防災マップ実態調査(H24.4)で回答を得た市町村数

※出典:「国土交通省ハザードマップポータルサイト」より

(3)その他のデータ(①ハザードマップ)

<ハザードマップ作成に必要な基礎情報>

- 各ハザードマップ作成にあたっては、各種調査結果など様々な基礎情報を利用。
- 各種基礎情報についても、各市町村や国などが所有。

【地震ハザードマップの例】

出典:内閣府 地震防災マップ作成技術資料
<http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/h17/pdf/050513siryou.pdf>より基礎情報を参照

基礎情報	目的	所有者
土地分類基本調査図	対象地域の概況把握	旧経済企画庁・地方公共団体
地形・地盤分類	地震動計算	国土地理院・防災科学技術研究所
ボーリングデータ	地震動計算の地盤データ確認	地方公共団体
建物データ(都市計画基礎調査等)	火災被害算出の基礎データ	地方公共団体
街路交通調査(都市交通調査・都市計画調査)	人的被害算出の基礎データ	地方公共団体

【洪水ハザードマップの例】

出典:国土交通省 洪水ハザードマップの手引き
http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/に所有者情報を加筆

基礎情報	目的	所有者
浸水想定区域と浸水深	被害想定 of 基礎情報	国・地方公共団体
避難所	最寄避難所の掲載	国・地方公共団体
土砂災害警戒区域	ハザードの表示	国・地方公共団体
水位観測所等の位置	自宅位置と水位観測結果確認の目安	国・地方公共団体

(3)その他のデータ(①ハザードマップ)

<防災アプリの公募の取組について>

- 国土交通省と内閣府では、避難所等の防災関連情報(「防災地図共用データベース(仮称)」)の整備をするるとともに、民間も含めてその活用を推進することで国民への防災情報の充実につなげていくことを目的に、防災アプリの公募を実施(H26年度)。
- 公募にあたって、下記データを提供。

データ名称	ズームレベル	データ形式	拡張子
指定緊急避難所、指定避難所	10~18	GeoJSONタイル (ポイント)	geojson
緊急告示医療機関			
警察署・交番			
消防署			
津波緊急避難ビル			
福祉避難所			
役所・役場		GeoJSONタイル (ポリゴン)	
津波到達予想時間・高さ			
土砂流警戒区域			
土砂流特別警戒区域			
地滑り警戒区域			
急傾斜地の崩壊警戒区域			
急傾斜地の崩壊特別警戒区域		15~18	
道路中心線(道路ネットワーク)			
東海・東南海・南海地震が同時に起きた際に予想される津波の高さ	15	メッシュタイル	txt
南海トラフ巨大地震が起きた際に予想される津波の高さ			
東海・東南海・南海地震が同時に起きた際に予想される震度	10~18	画像タイル	png
南海トラフ巨大地震が起きた際に予想される津波の高さ震度			
東海・東南海・南海地震が同時に起きた際の液状化危険度			
南海トラフ巨大地震が起きた際の液状化危険度	2~18	画像タイル	png
標準地図			
淡色地図			
電子国土基本図(オルソ画像)			
色別標高図	5~15	メッシュタイル	txt
標高タイル	0~14		

(3)その他のデータ(①ハザードマップ)

<応募された防災アプリ>

- H26年4月に公募し、37件の防災アプリの応募があった。
- 応募された防災アプリの中から優れた機能を持つものを選定し、それらを用いて避難誘導実証実験を実施した。

応募された防災アプリの例



goo 防災アプリ (NTT レゾナント株式会社)

総合防災アプリ。平時から防災関連ニュースの閲覧、警報等のプッシュ通知の受信、避難訓練での利用などが可能。災害時には、標高による避難場所の選別と避難誘導、安否確認等が可能。



避難所案内 (ESRIジャパン株式会社)

地方公共団体の防災担当者が、災害時に危険区域にいる人に避難を呼びかけるためのアプリ。防災担当者が指定した範囲にいる人のアプリが自動で起動し、アプリが避難誘導。



防災セーフティマップ (徳田 貴司)

避難所を分かりやすく図示し、効果的に避難誘導を行ったり、様々な災害予測情報や過去の災害写真等を表示可能なアプリ。



LifeLine防災システム (LifeLine 防災システムプロジェクトチーム)

安否確認、避難誘導支援、ハザード情報の投稿等の災害時に使用する機能を総合的に実装したアプリ。情報を写真投稿することで、アプリの使用者間で図上で共有することが可能。

(3)その他のデータ(②国土数値情報)

- 国土形成計画、国土利用計画などの国土計画の策定や推進の支援のために、国土に関する様々な情報を整備、数値化。(インターネットにより公開)
- 歩行者移動支援サービスの提供にあたりニーズが高いと考えられる56種類の施設のうち、保健施設、老人・障害者施設、児童施設、病院などの33種類の施設(約60%)の施設名称や所在地の情報を施設ごとに整理。
- データが公開されている主な施設
官庁、警察署・交番、図書館、公民館・集会場、保健施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設、学校、病院、郵便局、文化・歴史施設、動物園、水族館、博物館、運動施設、鉄道、バス停留所、避難場所・避難所

注:概ね25000分の1地形図をベースに作成されていること、民間の出版資料等を原典として作成しているデータがあること等から、データの位置精度やライセンスに留意して使用することが必要。

国土数値情報 ダウンロードサービス

<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>

データ名	データ項目
福祉施設	位置、所在都道府県名、所在市町村名、市区町村名を除いた所在地、施設分類、名称、管理者、定員、原典資料名、主題属性取得資料名
警察署	位置、名称、都道府県コードと市区町村コード、施設の区分、所在地、管轄範囲、各警察署の管轄範囲
学校	位置、都道府県コードと市町村コード、施設分類、学校分類、名称、所在地、管理者コード
医療機関	位置、医療機関分類、名称、所在地、診療科目、開設者分類
避難施設	位置、都道府県コードと市町村コード、名称、住所、施設の種類、収容人数、施設規模、災害分類

国土数値情報の主なデータのデータ項目

<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>

(3)その他のデータ(③バリアフリー法)

<公共交通施設や建築物のバリアフリー化について>

- バリアフリー法では、建築物、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園にバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）を適合させ、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進。
- 国等は対象施設のバリアフリー状況を定期的に調査。

対象施設	バリアフリー化基準	新設・改良時の義務	既存施設への努力義務	目標(目標年:H32年度末)
i. 旅客施設及び車両	公共交通移動等円滑化基準	旅客施設及び車両等※ ¹		旅客施設(利用者数3,000人/日以上):原則100%、 鉄道車両:約70%、ノンステップバス:約70%、旅客船:約50%、 航空機:約90%、福祉タクシー車両:約28,000台
ii. 道路	道路移動等円滑化基準	特定道路※ ²	全ての道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路:原則100%
iii. 路外駐車場	路外駐車場移動等円滑化基準	特定路外駐車場※ ³		約70%
iv. 都市公園	都市公園移動等円滑化基準	都市公園の一定の公園施設(特定公園施設※ ⁴)		移動等円滑化園路:約60%、駐車場:約60%、 便所:約45%
v. 建築物	建築物移動等円滑化基準等	一定の特別特定建築物※ ⁵	全ての特別特定建築物※ ⁶	不特定多数の者等が利用する建築物:約60%

※¹ 旅客施設及び車両等:旅客施設とは、鉄軌道駅・バス・旅客船・航空旅客ターミナルを示し、車両等とは、鉄軌道車両、バス、タクシー、航空機、旅客船を示す。

※² 特定道路:生活関連経路を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの。

※³ 特定路外駐車場:一般公共の用に供される自動車の駐車のための施設で自動車の駐車のために供する部分の面積が500m²以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの。

※⁴ 特定公園施設:園路・広場、休憩場、野外音楽堂、駐車場、便所、掲示板、標識等

※⁵ 特別特定建築物:不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、床面積が2,000m²以上の建築物。

※⁶ 全ての特別特定建築物:特別特定建築物を除く特定建築物(官公署以外の事務所、保育所、共同住宅等の多数の者が利用する建築物)

(1) 施設に関するデータ

① 公的団体が管理する施設に関するデータ

- 国は、ニーズが高いと思われるデータのうち国が管理する施設に関するデータについては、既に保有している情報を率先して積極的にオープンデータ化すべき。
- 都道府県、市町村も国に倣ってオープンデータ化することが望ましい。
- 特に施設の多くを管理する市町村の役割が重要であり、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」等を参考に積極的にオープンデータ化に取り組むことが望ましい。

② 民間団体等が管理する施設に関するデータ

- 国や地方公共団体は、オープンデータ担当部局とバリアフリー担当部局が連携して、民間団体等が管理する施設のバリアフリー法に基づく整備状況等を収集、共有し、施設管理者等の理解と協力の下、施設ごとのバリアフリー状況等を積極的に公開することが望ましい。
- 国は、民間団体等が情報を公開しやすい環境を整えるため、歩行者移動支援施策の意義等に関する説明を十分に行うとともに、民間団体等の意向に配慮した標準的なライセンスのあり方や情報を公開した団体等の評価や顕彰等についても検討を行うべき。

(2) 移動に関するデータ

- 主に民間団体が保有する公共交通に関するデータについては、「公共交通オープンデータ研究会」などの民間の取組と連携してオープンデータ化を進めることが望ましい。
- 国は、歩行空間ネットワークデータについて、ニーズやサービス水準に応じたデータ項目や対象道路のあり方、道路管理者、地方公共団体、ボランティア、地域住民等と連携した簡易な整備、管理手法等について検討を行うべき。

(3) その他のデータ

- 市町村は、ハザードマップ等の公開と併せて、それらの作成のために収集、作成した基礎的な情報も積極的にオープンデータ化することが望ましい。
- 国は、国土数値情報の整備にあたり、地方公共団体のオープンデータを利用したり、整備したデータを公開する了解を得て原典データを収集するなどにより、より幅広い利用を可能とすることが望ましい。